

救命ホルダー「胎内たすく」を利用した取り組み(胎内市)

○救命ホルダー「胎内たすく」は、外出先で急病や事故で突然倒れ、救急搬送されたときに本人の身元や持病、服用薬、かかりつけ医、親族の連絡先などのあらかじめ登録した情報を速やかに救命医療機関などに提供できるようにするためのものです。徘徊等で保護された場合にも役立ちます。救命ホルダー「胎内たすく」には登録番号が記載されており、緊急事態が発生したときは、救急隊や警察署がその番号から身元を照会する仕組み。

○平成25年3月までに約3,000人に配布した。

救命ホルダー「胎内たすく」登録の流れ

登録の流れ

「申請書」と「情報提供書」を記入します。

胎内市役所 健康福祉課高齢福祉係へ提出します。
(関係機関への情報提供に関する同意が必要となります)
いただいた情報は市の支援システムに登録し・管理します。

登録番号の入った救命ホルダー「胎内たすく」をお渡します。

外出先で倒れた

救急要請

救急隊または搬送先病院より
胎内市役所に照会

警察に保護された

警察署より、
胎内市役所に照会

胎内市から情報提供

使用の流れ

救命ホルダー「胎内たすく」

【表】



【裏】



取り付け例



地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①市区町村名	胎内市	
②人口（※1）	31,307人	(H25.4.1.現在)
③高齢化率（※1） (65歳以上、75歳以上それぞれについて記載)	65歳以上：28.91% (9,052人) 75歳以上：15.94% (4,992人)	(H25.4.1.現在)
① 取組の概要	・市内の65歳以上の高齢者又は障がい者、難病等や治療中の方を対象に外出の際救命ホルダー「胎内たすく」を携帯していただき、急病や事故又は徘徊等の緊急時に登録番号から身元や親族の連絡先等の情報を提供する。	
⑤取組の特徴	・消防署へ事前に情報提供することにより、休日や夜間でも救急時に搬送先の医療機関へ情報提供が可能。 ・民生委員、介護支援専門員等を通じ高齢者世帯を訪問し調査。	
⑥開始年度	平成24年度	
⑦取組のこれまでの経緯	外出先で急病等で倒れときのことを不安に感じている人が多い。そんなときに身元や持病・服用薬をナンバーで照会ができ、すみやかに医療機関に必要な情報を提供し、治療に役立てられるようにした。	
⑧主な利用者とな数	市内の65歳以上の高齢者及び障がい者。 平成25年3月現在約3,000人に配布した。	
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	実施主体：胎内市 関連団体・組織：消防署、医療機関、警察、民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、介護・障害サービス事業所	
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）		
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	新潟県地域支え合い体制づくり事業補助金 6,293千円	
⑫取組の課題	・情報の定期的な更新を行う必要がある ・新規対象者への周知	
⑬今後の取組予定	今後も配布を継続していく	
⑭その他		
⑮担当部署及び連絡先	胎内市役所 健康福祉課高齢福祉係 0254 (43) 6111 (内線 1138)	

※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。

※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。

胎内市の地域ケア会議の体制について

地域ケア会議の5つの機能	新体制（平成25年度から）（イメージ図参照）
<p>政策形成機能</p> <p>地域づくり資源開発機能</p> <p>地域課題発見機能</p> <p>ネットワーク構築機能</p> <p>個別課題解決機能</p>	<p>胎内市地域ケア会議</p> <ol style="list-style-type: none"> <p>地域ケア推進部会（年2回）</p> <p>高齢者虐待防止ネットワーク部会 （推進部に警察署の委員が追加、部会長は兼務）</p> <p>ケア検討部会（年2回程度）</p> <p>個別ケア会議の積み重ねを報告しあい共有し、地域課題を検討</p> <p>個別ケア会議</p> <p>……各地域包括支援センターが主催・運営し、必要な個別事例の関係者を招集する。</p> <p>各地域包括支援センターがケアマネージャー等から相談を受けた個別事例のケアマネジメント支援のため、必要な関係者を招集して、支援について検討</p> <p>市が主催・運営し、部会長が部会を招集する。 部会委員を委嘱するが、委員以外でも部会長が必要と認められた人の出席を求めることができる。</p>

イメージ図

